

徳島商工会議所経営発達支援計画運営・評価委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 徳島商工会議所（以下「本所」という。）は、経営発達支援事業（以下「本事業」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、経営発達支援計画に基づき経営発達支援計画運営・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議決定する。

- （1）本事業の実施状況の把握に関すること
- （2）効果的支援のための改善案の提示によるPDCA（計画→実行→評価→改善）サイクルの構築に関すること
- （3）本事業の各年度における評価・見直しの方針を決定すること

（委員及び会議）

第3条 委員会に委員長1人、委員長代理1人及び委員若干名を置く。

2 委員長、委員長代理及び委員は、行政関係者、地元大学教授又は学識経験者等、中小企業診断士等の専門家、政府金融機関の金融関係職員、その他専門的知識を有する者のうちから、本所会頭が委嘱する。

3 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

4 委員長代理は、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員期間）

第4条 委嘱期間は、委嘱された日から、令和9年2月28日までとする。

なお、再委嘱は妨げない。

（委員会の開催）

第5条 委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が召集する。

（謝金）

第6条 委員長、委員長代理及び委員の謝金については、本所謝金規程を準用する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、本所経営支援部において処理する。

（経費の支出）

第8条 委員会に要する経費は、本所地域産業活性化事業費特別会計より支出する。

（補則）

第9条 本要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、都度協議する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。